



平成 27 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 K I ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 掛川 隆
コード番号 6747 東証第 2 部
問合せ先 取締役 若林 秀和
TEL 045-822-7101

「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定について

当社は、平成 27 年 10 月 28 日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」の一部改定を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 当社及び子会社の取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**
 - (1) 「企業倫理行動基準」を定め、当社及び子会社のコンプライアンスに関する規範とする。並びに「企業倫理規程」などの関係諸規程の整備と取締役社長を委員長とする「企業倫理委員会」の下、全社を挙げて法令・規程遵守の体制を維持し、全役職員に周知徹底を図る。
 - (2) 法令違反の早期発見と是正を図るため、業務執行ラインから独立した内部通報制度として「ヘルプライン」を整備し、通報者の秘密を厳守し通報者が不利益を被ることがないように運用する。
 - (3) 当社及び子会社の全役職員は、反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と連携し毅然とした態度で対応する。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制**
 - (1) 「情報セキュリティ管理規程」等の関係諸規程を整備し、適正な情報管理体制を維持・管理する。
 - (2) 重要な契約書・議事録・法定帳票等、適正な業務執行を確保するため、必要な文書等の情報を法令及び規程に基づき適切に作成・保存・管理する。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

コンプライアンス、財務、環境、災害、品質、情報セキュリティ及び輸出管理等に係るリスクについては、各担当部署にて関係諸規程、ガイドライン等を整備し、研修の実施やマニュアルの作成・配布を行うと共に、重大なリスクは取締役会にて報告・協議を行い、損失を最小限に止めるリスク管理を行う。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**
 - (1) 年度毎の社長方針に基づき、各部門で方針を具体化し業務を遂行する。
 - (2) 取締役会、常務会を定例開催し、取締役及び子会社の取締役等の職務の執行状況の報告を受け、必要な意思決定を行うと共に常に組織・体制の最適化を図る。
- 5. 当社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社は、親会社の方針に基づき、子会社の業務の適正を確保するため、以下の体制を整備する。

- (1) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役及び使用人から定期的に職務の執行状況その他の報告を受ける体制を維持する。
- (2) 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社のリスクを総括的に管理する。子会社の対応が不十分である場合には、指導や是正措置を講じる。
- (3) 子会社に対し、職務の執行が効率的に行われるために、取締役会の定期開催、規程・組織・体制の整備を指示・指導し、運用状況を管理する。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、内部監査部署による監査を実施し、その結果を当社監査役へ報告する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めがあれば監査役の業務補助のための監査役スタッフを置くこととし、監査役スタッフは監査役の指示・命令を受け業務を行う。その人事は監査役の同意のもとに行う。

7. 前号使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指示・命令は受けないものとする。監査役の指示・命令の実効性を確保する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時職務の執行状況その他に関する報告をする。
- (2) 当社及び子会社の取締役並びに使用人は、会社に重大な影響を与える事項、法令・定款に違反する事項、その他コンプライアンス等に関し、適時・適切に監査役に報告をする。
- (3) 監査役に対する職務の執行状況その他に関する報告を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役並びに使用人は不利益な取扱いを受けないこととし、全役職員に周知する。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の処理に係る方針に関する事項

監査役職務上必要と認められる費用については予算化し、請求があった場合、会社は遅滞なく支払う。

10. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は監査計画に基づき、取締役会をはじめとする各種会議や委員会へ出席し、重要書類の閲覧等により業務の遂行状況を把握・監査し、会社は円滑な監査の実施及び監査環境の整備に協力する。

11. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制システムを構築し、評価・維持・改善等を行う。

以上